

回覧

連絡報つくみ

令和4年9月15日 津久見市役所 総務課

大分県最低賃金額を

854円に改定

大分県（地域別）最低賃金額を本年10月5日から、現行の「822円」から「854円」に改定することとなりました。

この最低賃金額は臨時、パート、アルバイトを含む大分県内で働くすべての労働者に適用されます。

※ 給与額と最低賃金額との比較にあたっては、次の賃金が算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③時間外労働割増賃金、休日労働割増賃金、深夜労働割増賃金
- ④精皆勤手当 ⑤通勤手当 ⑥家族手当

○問い合わせ先

大分労働局労働基準部 賃金室 ☎097-536-3215



マイナンバーカードの出張申請支援を実施中！

お買い物のついでにお気軽にマイナンバーカードの申請ができます。

実施日程

- 9月16日(金)～20日(火) 9時～17時 マルシヨク津久見店（靴売り場側出入口）
- 9月23日(金)～26日(月) 9時～12時 マルミヤストアつくみ店内
- 9月27日(火)～30日(金) 9時～17時 コープつくみ駐車場内店舗（元から揚げ店あと）
- 9月27日(火)～30日(金)10時～15時 市民ふれあい交流センター（津久見市社会福祉協議会隣）

対象となる方

津久見市に住民登録がある方

持ってくるもの

本人確認書類（運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、健康保険証、年金手帳（証書）、介護保険証、医療受給者証、学生証など）

○問い合わせ先

津久見市役所 市民生活課 市民生活班 ☎0972-82-9511